

5 公園事業及び行為許可の取扱に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、同条第 33 項の規定に基づき環境大臣が定めた「大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成 12 年 8 月 15 日付け環境庁告示第 48 号（糠平地区）及び平成 14 年 6 月 13 日付け環境省告示第 41 号（然別湖畔地区））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、特に風致景観の保護の必要が極めて高い 4 地区（区域は別掲図 1～4 のとおり）の行為については、本取扱方針の中で記述する方針に従うものとする。

ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱に関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

また、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物の新築等	
(1) 建築物	①基本方針 層雲峡集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内を除き、原則として、公共的建築物、公益事業に関連する建築物、農林水産業に付随する建築物及び工事用仮設建築物以外の新築を認めない。 ②規模及び後退距離等 規模は必要最小限とする。公益上必要な建築物として許可基準上規模の上限が定められていない特別保護地区及び第 1 種特別地域内の建築物であっても第 2 種特別地域に定められたその他建築物の基準は最低限満たすものとする。 また、主要公園利用施設、公園計画道路に近接している場合は、利用施設又は道路から後退させることができない特別の理由がある場合を除き、極力後退させることとし、利用施設又は道路から望見

	されないように修景植栽を実施する。
	③建築物のデザイン 建築物のデザインについては、以下のとおりとするが、通常公園利用者の目に全く触れないなど、風致景観上支障を及ぼさないものについてはこの限りでない。 ・形態は単純を旨とする。 ・周囲の風致景観との調和を図るため、外部の材料は極力自然材料（木材及び石材）を使用する。 ・10㎡以下程度のごく小規模な建築物を除き傾斜屋根（片流れを除く。）とする。 ・屋根の勾配は10分の2以上とする。 ・屋根の色彩は焦げ茶色（日本塗料工業会旧色見本番号第255番程度）とする。 ・壁の色彩は、茶色系、ベージュ、クリーム色系、灰色系、又はこれらの系統の中間色のうちから周囲の環境色に調和する色彩を選択する。ただし、周囲の環境色が特異であって前記の色彩では環境に調和しない場合及び他法令等の規定によりこれらの取扱いにすることができない場合は、この限りでない。
	④附帯施設 ・取付道路及び駐車場については、「(2)車道」の項及び「(2)公園事業取扱方針.5附帯施設.①駐車場」(P38)の項の記述に準じて取り扱う。 ・車庫、倉庫等小規模な附帯建築物は、極力主たる建築物と一体とし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態、材料及び色彩と同様のものとする。
	⑤特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）については、建築物の新築を極力許可しない。やむを得ず設置する場合は、主要公園利用施設から望見されないような配置とし、緑化修景措置等を講じる。
(2)車道	①基本方針 林道、作業道、施設への取付道路及び工事用仮設道路以外の道路は、極力新設しない（ただし、拡幅線形等の改良は除く。）。 特別保護地区及び第1種特別地域内においては、上記についても極力新設しない。ただし、特別保護地区及び第1種特別地域を通過しなければ施業地へ到達できない場合は、別途調整を図る。 ②線形 地形測量を事前に実施し、工事による造成を最小限に抑えるため、

	曲線半径や道路勾配等は、極力現地地形に順応するよう設計し、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないような線形とする。他法令の規定により道路規格の制限が定められていない場合は、道路設置目的に合わせて必要最小限の規格とする。
	③景観保全 主要公園利用施設からの景観保全に留意することとする。
	④法面等 ・新設する法面の高さは最大でも13メートル以下程度に抑える。ただし、地形及び地質上やむを得ず大きな法面が出現することもあるため、短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能な範囲内を考えられる場合は、この限りではない。 ・法面は早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林を構成する樹種と同種の樹種による森林化を図る。 ・地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、木製法枠工及び軽量法枠工等、木本類による緑化が可能な工法を使用する。さらに急勾配でそれらの工法を使用できない場合は、フリーフレームを採用する。この場合、植生袋による緑化を実施する。モルタル吹き付けは行わない。 ・落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。
	⑤擁壁等構造物 ・周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。 ・法面構造物及び落石防止柵の擁壁部分は、小規模で石積みが可能である場合は、石積みあるいは布団籠とし、ブロック積み又はコンクリート構造物を使用する場合は、原則として表面には自然石を使用するか、自然石を模した仕上げとする。 ・落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。 ・トンネルの露出部分は石張りとする。ただし、擁壁等の構造物を設置する車道が、通常、公園利用者の目に触れることが極めて少ない場合は、この限りでない。
	⑥附帯施設 ・側溝の断面は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンク

	リート側溝の場合は、皿型等の小動物横断の阻害とならないものを検討する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。 ・標識は、安全確保のための注意標識及び分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5 広告物等掲出又は表示」(P31)の項に準じて取り扱う。 ・安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げとし、主要公園利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。
(3)治山及び砂防施設	⑦残土処理 原則として公園区域外に搬出処理する。ただし、公園内に自然公園法上認められた処理場があり、適切に処理できる場合はこの限りでない。
	⑧特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）については、林道、作業道及び工事用仮設道路以外の道路は原則として新設を許可しない。工事用仮設道路は工事終了後速やかに撤去し、地形を原状に復するとともに、周囲の植生と同種の植物により緑化する。
	①層雲峡峡谷地区以外の特別保護地区については原則として認めない。主要公園利用施設からの展望方向にあり景観を著しく損なうもの、希少野生動植物の生息生育に重要な箇所、原始性の保たれた地域等、特別に景観及び自然環境保全が必要な箇所については原則として認めない。ただし、防災上ほかに方法がなく、やむを得ず設置する場合は、景観及び自然環境の保全上、個別の実状に応じて必要な措置を講じる。
	②主要公園利用施設から望見可能な、比較的近距離の位置にダム、床固工等を設置する場合には、石張り等の措置を講じる等、極力景観に配慮した仕上げとする。 ③魚類や両生類の生息に重要な箇所にダム、床固工等を設置する場合は、極力魚道の設置を行う等必要な措置を講じる。 ④特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）については、周囲の景観に配慮した修景を極力実施し、かつ利用道路から望見されないように可能な限り修景植栽を実施する。

(4)鉄塔・電柱	①基本方針 ・送電鉄塔については、原則として増設を認めない。ただし、既存送電鉄塔の建替えに伴いルートを変更する場合は、この限りでない。 ・その他のアンテナ用、送信用鉄塔については、特別保護地区及び第1種特別地域内では、公共目的のもの以外は認めない。その場合、極力公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、共架可能なものについては、極力共架を指導する。 ②鉄塔の色彩は、主要公園利用拠点あるいは主要利用道路から望見した場合、近景であって森林内に納まる場合は焦げ茶色、スカイラインから上に出てしまう場合は淡い灰色とする。 ③鉄塔に付属するアンテナの色彩は、本体の鉄塔に合わせることであり、局舎については、建築物の項に準じて取り扱う。 ④電柱は、特別保護地区及び第1種特別地域への新設を認めない。その他の地域では、原則として主要公園利用施設及び公園事業道路から利用者の目にふれない位置に設置するものとし、やむを得ず設置するものについては極力木柱又は周囲の景観に溶け込むような色彩を施したコンクリート柱（又は鋼管柱）とする。 なお、電柱には広告物の掲出及び設置を認めない。 ⑤特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）及び各集団施設地区内の電線及び電話線については、地形地質上技術的に不可能な場合を除き、新設については地下埋設とする。既設のものについても原則として、更新の際に地下埋設とする。
(5)その他	基本方針 屋外において自動販売機及び公衆電話ボックスを設置することは、層雲峡集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内以外では認めない。既存の自動販売機及び公衆電話ボックスは極力近接の公園事業施設に併設するよう指導する。

2 木竹の伐採	①基本方針 (施業として行う伐採について) ・施業の実施に当たっては、伐採に伴い生じる土場、作業道及び架線が主要公園利用施設、主要公園道路又は主要山岳の山稜からの風致の保護上支障とならないよう配慮を求める。また、これら仮設物は作業後に撤去し、現状に復元させる。 ・作業を行う流域の下流沿いに主要公園利用施設が設置されている場合又は湖沼に流れ込む流域である場合、若しくは両生類や水生昆虫等希少動物の生息が確認されている場合には、伐採の作業に伴う濁水の処理等に関して、森林管理者と公園管理者が連絡を取り合って適切に対応する。 (施業以外の伐採について) ・他行為の関連行為として行われる伐採の場合、極力支障木を最小限とするようにし、景観の重要な構成要素である大径木あるいは風致的に価値のある木を可能な限り残存させる。
	②シマフクロウ、キンメフクロウ、ミユビゲラ、クマゲラ等、森林に依存している希少野生動物の保護のため、前3種にあっては生息が、クマゲラ等にあっては営巣木等が確認された場合は、森林管理者に情報を提供し、施業について関係機関で対応を検討する。
	③特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）及び各集団施設地区内においては、現状の風致景観の維持向上を図るため、伐採の方法や伐採量を最小限に止めるよう、特段の配慮を求める。ただし、工作物（林道、作業道を含む）の設置に伴う場合、危険防止上必要な場合、景観保全上必要な場合、施設管理上必要な場合、展望施設からの眺望の確保を図る場合であって、それぞれ必要最小限のものについては、この限りでない。なお、同地区内の第2種特別地域については、原則として単木択伐とする。
3 土石の採取等	
(1)温泉ボーリング	温泉ボーリングについては、行為後に設置する予定の施設の風致景観上の影響を、ボーリングの許可の審査を行う際に併せて審査し、給湯管等関連施設が風致景観上支障のないものに限り認めるものとする。
(2)調査ボーリング	地熱発電を前提とした調査ボーリングについては、認めない。
(3)採石	①基本方針 許可基準どおりの取扱いとする。

	②河川砂利の採取を行う場合については、許可基準に基づき認めるものとするが、その場合は、 (ア) 利用施設及び主要利用道路から望見されない位置であること。 (イ) 作業を行う箇所の下流部2キロメートル以内の河川沿いに主公園利用施設（大函、小函、銀河流星の滝、天人峡及び然別峡）がないこと。 (ウ) 湖沼（然別湖等自然湖沼並びに利用施設が湖畔に設置されている大雪ダム及び糠平湖）に流れ込む流域の湖から2キロメートル以内の場所でないこと（ただし、地質や実績等から濁水が発生しないことが明らかである場合を除く。）。 (エ) 希少両生類、希少水生昆虫、特異な魚類（ミヤベイワナ等）等希少動物の生息が確認されている流域でないこと。 の各要件をすべて満たすこととする。 ③砂防ダム等の湛水区域内において砂利採取を行う場合については、②の要件を満たす必要はないものとするが、濁水を極力発生させないための措置を講じる。
4 水位水量の増減	基本方針 ・平成17年度末現在、計画の実施について了承しているもの以外原則として認めない。 ・既存の水利用のために水位水量を増減させる場合は、原則として従前のとおり更新するものとするが、自然環境や景観への悪影響が認められた場合は、調査を実施した上で許可内容の変更を検討する。
5 広告物等の掲出設置又は表示	①基本方針 基本として許可基準どおりの取扱いとする。ただし、所有者等の表示のために設置する場合は、数量を抑制する方向で検討し、誘導看板については極力集合看板とするよう指導する。 ②形態、デザイン等 ・支柱及び表示板の材料は、極力自然材料（木材及び石材）を使用するが、案内看板、解説看板の表示面についてはこの限りでない。 ・表示面に使用する色彩は原則として茶色（木材及び石材の場合は素材色で可）、白色及び黒色を使用することとし、それ以外の色彩を使用する場合は、2種類以下とする。その場合、使用する色彩は周囲の自然景観になじまないものを避け、表示面の地色には使用しないものとする。絵図面等を用いる場合は例外的にこれ以上の色数の使用を認める。 ただし、色彩については地区毎に別途統一的に定める場合はこの

	限りでない。
	③照明は層雲峡集団施設地区及び糠平集団施設地区以外においては使用しない。
	④営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等適切に管理する。
6 土地の形状変更	基本方針 農地造成、宅地造成及び廃棄物処理場の造成は認めない。
7 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷及び動物の卵の採取又は損傷	基本方針 ・全国的又は地域的に絶滅のおそれのある種については、保護増殖に資する場合を除き、採取、損傷、捕獲及び殺傷を許可しない。 ・採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については、調査研究の目的の範囲内で必要最小限とし、可能な限り地区を分散して採取及び捕獲するものとする。 ・公園利用者の多い時期や多い地区での採取、損傷、捕獲及び殺傷を避ける。 ・採取、損傷、捕獲及び殺傷をする者は必ず許可証を携行し、許可を受けていることが公園利用者に分かるよう、腕章等を着用する。
8 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	基本方針 許可基準に基づき許可されるもの（地方公共団体が行う行事として指定以前から行われていたものを含む。）を除き許可しない。

イ 普通地域

普通地域内の要届出行為のうち、下記の行為について取扱方針を定める。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物の新築等	
(1)建築物	建築物の高さは20メートル以下とする。
(2)道路	分譲別荘地は風景に与える影響が大きいことから、分譲別荘地開発のための道路の設置を行わないよう指導する。
2 土石の採取及び土地の形状変更	河川砂利の採取以外の露天掘りによる採石については、面積が1 ha 以上のもの、さらに1 ha以下であっても、風景に対して影響が大きいものについては行わないよう指導する。また、産業廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことからこれを行わないよう指導する。
3 広告物	・いわゆる野立て看板については、設置しないよう指導する。 ・広告物の規模については、特別地域内の許可基準を準用する。

（２）公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001 001 号）第 10 の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする（一部重複して記載している事項を含む。）。

ア 共通事項

本管理計画内において別途地区ごとに個別に取扱方針を定めている場合においては、個別の定めに従うこととする。なお、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱に関わらずその時点で個別に検討するものとする。

項 目	取 扱 方 針
1 公園事業施設の基本的要件	①不特定の国民一般に供される施設であること。（予約の受付け又は料金の設定等に関して、会員制等により特定の者を優遇してはならない。）
	②国立公園の利用者に対し良好なサービスを提供すること。
	③国立公園の指定目的（自然とのふれあいや自然の中での休養）にできるだけ沿うような施設形態及び施設内容とすること。（都市的な施設形態や施設内容は好ましくない。）
	④良好な自然環境内に立地していることを念頭に置き、利用者に周囲の自然景観や環境を十分に楽しませるよう努めること。
	⑤施設の形態、デザイン、色彩及び材料自体が周囲の風致景観や自然環境を害することのないよう配慮すること。
	⑥周囲の風致景観や自然環境を害さないよう、日常的に敷地内の清掃整頓等を実施するなど、管理運営には特別の配慮を払うこと。
2 施設の位置等	①敷地の選定の際には、施設設置後に周囲の風致景観や自然環境が大幅に変化しないことを基本とする。
	②敷地内に地上工作物を新設する場合は、大きな樹木、転石、河川、池沼、湿地等当該地域の環境の特徴となる自然物を極力残置するような配置とする。
	③道路沿いに建築物が連坦する場合には、原則として壁面線を揃えるものとする。ただし、地区の雰囲気作りのため、あるいは樹木の保護のため等の理由で意識的に行わない場合はこの限りでない。
	④勾配30パーセント以上の急傾斜地については、原則として残置する。

	ただし、大規模建築物の場合で、これを避けることができず、かつ、土地の保全上問題が生じない場合はこの限りでない。
	⑤敷地内の建築物、駐車場等の施設以外の部分は、原則としてすべて緑地として管理育成すること。
3 建物のデザイン等	①高さ及び建築面積 必要最小限の規模とする。
	②建築物の形態 特に大規模な建築物の場合、一つの壁面の面積が過大となることで公園利用者に、風致景観上視覚的圧迫感を与えないよう、建築物の形態に変化をもたせて、一つ一つの壁面の面積が小さくなるよう工夫する。又は色彩及び材料に変化をもたせて、付属物や壁面の構造又は色等によって壁面の分断を図る。
	③屋根の形態 陸屋根を避け、切妻、寄棟、入母屋及び腰折等の傾斜屋根（片流れを除く。）とする。勾配は10分の2以上とする。ただし、大規模な、あるいは高層の建築物であって、傾斜屋根とすることでかえって建築物の形態が不自然となってしまう場合や、規模が大きくなりすぎてかえって景観を害してしまう場合にあっては、構造的には陸屋根でもやむを得ないものとするが、その場合は、傾斜パラペット等の擬似的な屋根を設置することによって、周囲の景観との調和を図る。 また、建築物が稠密な地区において、屋根からの落雪が危険となる可能性が高い場合にあっては、通常の傾斜屋根だけでなく、その形態に工夫を凝らし、傾斜屋根による景観調和及び落雪に対する安全性を同時に確保するような形態とする。 また、10m ² 以下程度の小規模な建築物であって、切妻等とすることがかえって不自然となる場合は、片流れを許容する。
	④屋根の色彩 焦げ茶色を標準とする。ただし、自然材料またはこれに準じた材料を使用する場合は、この限りでない。
	⑤壁面の材料 極力自然材料（木材、石材）を使用する。全面使用ができない場合は、デザインとして木材による付柱や石材の張り付けを検討する。
	⑥壁面の色彩 壁面に木材を使用する場合は、木材の素材色を許容する。木材に塗装する場合は、茶色系に限定する。 壁面に石材を使用する場合は、素材色のままとする。

	煉瓦を使用する場合は、煉瓦の素材色を許容する。 自然材料を模した材料（人造石、煉瓦タイル）を使用する場合で、その色彩が自然材料の色彩に近い場合は、素材色を許容する。 塗料により壁面を塗装する場合は、蛍光色でない白色（ただし、大規模建築物にあって、全面的に使用するのは好ましくない。）、淡い茶色、淡いクリーム色及び淡い灰色を標準とし、屋根の色彩との調和、同一建築物の他の壁面や材料の色彩との調和、及び周囲の環境色との調和を考慮して決定する。
	⑦車庫、倉庫及び従業員寮等附帯建築物 極力主たる建築物に包含し、別棟としないこととする。やむを得ず別棟とする場合は、そのデザインは、①～⑥と同様に取り扱う。
	⑧野生鳥類への配慮 大面積のガラス面を壁面に設置する場合は、野鳥の衝突を防ぐような処置（バードセーバー、カーテン、傾斜窓、無反射ガラス等）を講ずる。なお、設置に当たっては、個別に調整を図るものとする。 （注）バードセーバー：野鳥がガラス面に衝突するのを防止するため、ガラス面に貼付する猛禽類等を模したシール。
4 道路	
(1)車道	①基本的考え方 道路（車道）事業については、道路交通の安全性を確保するとともに、公園利用車道であることに鑑み、附帯施設としての駐車場、解説看板、ゴミ箱等管理施設の適切な整備及び道路からの景観の保全に留意する。
	②線形改良 自然環境の優れた地域内での線形改良については、安全性を確保した上で、極力周囲の自然環境を保全するため、橋梁やトンネルの設置など可能な措置をとる。
	③冬期交通の安全確保 冬期にも通行させる道路にあっては、スノーシェッド、スノーポール等必要な安全施設の設置を認める。
	④残土処理 原則として公園区域外に搬出処理する。ただし、公園内に自然公園法上認められた処理場があり、適切に処理できる場合はこの限りでない。
	⑤コンクリート構造物の表面処理 トンネル、スノーシェッド及びロックシェッドの出入口のコンクリートの露出部については、石張りにするか、顔料混入等によりコ

	ンクリートの明度を下げ、石を模した仕上げとする等の配慮をする。
⑥法面	新設する法面の高さは最大でも20メートル以下程度に抑える。ただし、他に適当な工法がない等の理由により短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能な範囲内を考えられる場合は、この限りではない。
⑦法面の緑化	法面は早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林を構成する樹種と同種の樹種による森林化を図る。
⑧法面構造物	地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、軽量法枠工を使用する。さらに急勾配で軽量法枠工を使用できない場合はフリーフレームを採用する。この場合、植生袋による緑化を実施する。モルタル吹き付けは行わない。
⑨落石防止網	落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。
⑩擁壁等構造物	周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。 落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。
⑪附帯施設	側溝の断面は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、皿型等の小動物横断の阻害とならないものを検討する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。 標識は安全確保のための注意標識、分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5 広告物の掲出又は表示」(P31)の項に準じて取り扱う。 安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合は、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げか、利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を著しく損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合は、利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装す

	る。 ⑫特に風致景観の保護の必要性が高い地区 特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）、各集団施設地区内及び特別保護地区においては、スノーポール（固定式視線誘導標）の林立が道路からの良好な景観を阻害しないよう道路管理者と今後の取扱いについて協議する。 ⑬照明 道路照明の光色については、白色及び黄色系のものとする。
(2)歩道	①基本的考え方 道路（歩道）事業については、歩行者の安全確保に配慮するとともに、洗掘により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう設計する。 特に登山道については、全体の利用状況、整備状況等を調査し、平成17年度に策定した「大雪山国立公園登山道管理水準」を踏まえ、計画的な整備を検討していく。また、歩道附帯のトイレについて、必要に応じて管理手法等と併せて整備を検討する。 ②整備 整備に当たっては、原則として立木の伐採を行わないこととし、湿原や湿性高山植物群落において整備を行う場合には、自然環境の特性や利用状況を踏まえ木道を設置すること等により自然環境の保全を図る。 ③標識類 必要最小限の標識、誘導標識、案内看板及び自然解説板を設置し、遭難防止や利用者の利便を図る。 ④幅員 山岳地域の歩道は原則として1メートル程度とする。利用拠点周辺の探勝歩道については1.5メートルを原則とし、利用者の数に応じて2.5メートル程度までの幅員を許容する。 ⑤管理 歩道幅員の範囲内で枝払い、下草刈り等を実施する。高山帯歩道の管理者は洗掘の発生を監視し、周囲の自然環境へ影響を与えないよう適切な措置を講ずる。
5 附帯施設 (建築物を除く。)	①駐車場 原則として、各事業者ごとに、本体施設の収容力や利用者数に見合う量の駐車場を確保する。また、土地造成や既存の樹木の伐採を最小限とするよう、敷地内の配置や駐車場の分散等に配慮する。さらに、極力駐車場内に小規模な緑地帯や樹木柵を設け、既存樹木の残置又は植樹を行うと共に、駐車場の周囲にも同様に緑地帯の設置

	及び既存樹木の保存を行う。
	②排水処理 事業において排水処理を必要とする場合は、下水道が整備されている地区では施設からの排水を下水道に接続する。下水道が整備されていない地区の場合は、適切な処理能力を有した合併処理浄化槽（処理水のBODは、設計上20ppm以下）を設置する。 ただし、商業電力のない場所や、水を使用しないトイレ等特別の事由がある場合についてはこの限りでない。また、湿原や湖沼の上流部など水質の保全を図ることが特に重要な地域にあっては、放流先の指定や三次処理の実施など特別の配慮を行う。
	③給水、排水又は引湯のための配管 地形上又は地質上不可能な場合を除き地下埋設とする。なお、不可能な場合は別途調整を図る。
	④看板、誘導標識、表示板等 看板、誘導標識、表示板等の支持物（支柱、台座等）の材料には極力自然材料を使用する。板面には自然材料のほか、人工的な素材の使用も許容するが、裏側が利用者の目に触れやすい位置に設置する場合には、木材を張るなどの措置をとる。 夜間に利用者誘導や表示の必要がある施設に限り、外部からの照明（白色、黄白色等に限る。）を許容する。 動光、点滅を伴うもの、ネオンサイン及びイルミネーションは認めない。このほか、表示板一つあたりの規模に関しては、原則として行為許可の規定を公園事業についても適用する。 海外からの利用者の来訪状況に応じ、英文等複数の外国語を併記することに努める。
	⑤電線 特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）及び各集団施設地区内の公園事業施設にあっては、地形地質上不可能な場合を除き地下埋設とする。
	⑥貯油タンク等小規模な附帯施設で建築物に包含できないもの 極力利用者の目に触れない位置に設置することとし、それができない場合は、樹木や垣根等により隠ぺいする。

イ 集団施設地区

(1) 層雲峡集団施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 園 地	当集団施設地区の年間利用者数は非常に多いが、地区内での散策、休憩等の利用は比較的少ない状況にある。 環境省では、集団施設地区を拠点とした地区内外の自然探勝や散策、休憩利用の増加に対応するため、また、園地の有効活用を図るため、再整備を実施した。 園路や園地等を整備する際には、使用する施設の材料には極力自然材料を用いることとし、橋梁や柵については、特に安全確保に留意した設計とする。
2 宿 舎	当集団施設地区は、滝や柱状節理の岩壁等層雲峡峡谷の景観探勝及び大雪山連峰への登山の基地として、また北海道周遊の通過宿泊地として利用されており、これら多様な利用者を対象として、民間のホテル等16軒が事業執行している。 宿舎は、上流部宿泊施設、下流部宿泊施設及び中央の各整備計画区内に限り整備することとし、上流部及び下流部宿泊施設整備計画区には大型で敷地に十分な緑地をもった宿舎を、中央整備計画区には民宿、ペンション、中型ホテル等の宿舎を整備することとする。各計画区について以下のとおり取扱を定めるものとする。 ①上流部及び下流部宿泊施設整備計画区内宿舎事業 (ア) 建ぺい率は50パーセント以下とする。 (イ) 敷地（飛び地で敷地が存在する場合もこれに含む。以下同じ。）内の緑地は極力確保する。 (ウ) 総延床面積 敷地内のすべての建物の延床面積の合計は、25,000㎡以下とする。 (エ) 営業部床面積（総延床面積から従業員宿舎、従業員室等の面積を減じた面積）は、20,000㎡以下とする。ただし、すでに超えている場合は現況面積以下とする。 (オ) 地上階数は、それぞれの宿舎事業ごとに、棟ごとの現況階数を超えないものとする。独立した従業員宿舎については、5階以下とする。 (カ) 宿泊収容力は、1宿舎当たり1,000人以下とする。ただし、すでにこれを超えている場合は、現況以下とする。 (キ) 建築物壁面線の道路及び敷地境界からの後退距離は10メートル以上とする。ただし、敷地境界からの距離について、防災上及び地形上等やむを

	得ない場合はこの限りでない。 なお、すでに超えている場合は、建替えの時点で極力10メートル以上の後退距離を設けるものとする。 (ク) 外部、特に道路や園地等多数の公園利用者が利用する箇所からの景観保全に留意する。大規模建築物であるため、遠景においては、一つ一つのホテルが緑地に囲まれているような景観となるようにし、周辺の峡谷と森林によって構成される景観を大きく阻害しないように配慮する。 (ケ) 各ホテルの客室等からの景観にもそれぞれ特徴があるため、お互いの宿舎からの景観保全に配慮する。 (コ) 特定の壁面が過度に大きくならないよう、デザインや色彩上の工夫をする。 ②中央整備計画区内宿舎事業 (ア) 地上部の階数は棟ごとに5階建て以下とする。なお、屋根裏部屋で窓のあるものについては建築物の階数に含める。 (イ) 建築物の高さは棟ごとに、最低地上部から最高部の軒までの高さを18メートル以下とする。 (ウ) 建ぺい率は80パーセント以内とする。 (エ) 建築物壁面線の敷地境界線からの後退距離は、1メートル以上とする。ただし、合築建築物及び建築物附帯の公開通路の壁面並びに建ぺい率が60パーセント以下の建築物のうち、敷地形状等により後退距離を確保することが著しく困難と認められる場合についてはこの限りでない。 (オ) 建築物と道路との間には、極力樹木を植えることとする。
3 休憩所	中央整備計画区内において、民間の3軒の休憩所が事業執行されている。 今後も、中央整備計画区内に設置するものとし、整備に当たっては、中央整備計画区内宿舎事業に準じた取扱とする。
4 野営場	野営場整備計画区において、北海道が小規模な野営場を整備している。主に大雪山への登山利用者や夏の自転車及びバイクツーリングの利用者が多い。 整備に当たっては、テントサイトの拡充と快適性確保のための下草、下枝払い等に留意し、車両の乗り入れは行わせないものとする。
5 駐車場	環境省が中央整備計画区に立体駐車場を整備したほか、上川町も同計画区内において公共駐車場を整備している。 これらの駐車場を適正に管理していくこととし、立体駐車場については、周囲又は外壁の緑化に特に配慮する。
6 自動車運送施設	公共施設整備計画区内において、民間の1事業者が事業執行しており、旭川、北見方面等の運行並びに銀泉台及び高原温泉への期間運行を行っている。また、附帯施設として従業員寮が併設されている。 施設の規模については、現状程度とする。

7 給・排水 施設	上川町が給・排水施設を整備している。 施設の再整備等を行う場合は、必要水量の動向を十分把握して規模を決定するものとし、公園利用者から望見されない場所において整備を行うものとする。
8 博物展示 施設	当該集団施設地区は当公園の最大の利用拠点であることから、黒岳をはじめとする大雪山連峰の自然の成り立ちや動植物の生態等を解説するため、環境省が中央整備計画区にビジターセンターを整備している。 施設の維持管理及び美化清掃については、上川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点として、自然観察会及び自然教室を実施し、パークボランティア等の活動拠点としても活用していく。

(2) 勇駒別集團施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 園 地	集團施設地区内にある森林、滝、沢等の自然景観の探勝のため、北海道が園地及び園路を、東川町が休憩舎（ビジターセンターと棟続きのもの）、湯の沼広場、駐車場等を整備している。 恵まれた自然環境を活かした利用拠点として、滞在時間の延長を図るため、地区全体の整備構想を検討し、計画的な再整備を実施する。 再整備に当たっては、既設の自然探勝路の活用を検討するとともに、新たな自然探勝路の整備も検討し、集團施設地区全体で自然探勝の利用が行われるよう努めるものとする。また、園路の下草払い等きめ細かい管理を実施する。
2 宿 舎	本地区は、周囲の恵まれた風致景観や自然環境の探勝、旭岳方面への登山基地として、勇駒別線（道道）沿い両側の平坦部分に適当な間隔をおいて民間のホテル等9軒が事業執行している。地域の特性を活かしながら、利用者のニーズに対応した滞在型の保養基地として施設を整備する。 整備に当たっては、以下のとおり取扱を定める。 ①建築物の規模、壁面後退等 （ア）建築物の高さは、棟ごとに20メートル以下とする。 （イ）隣接する公園事業施設の建築物との間隔は50メートル以上とし、また、原則として道道端から20メートル以上後退させる。ただし、この基準を満たしていない既存施設の増築及び建替えについては、既存施設の後退距離を許容するが、極力道路から後退させるものとする。 （ウ）外部のデザインは単純な形態とし、極力自然の素材を利用する。なお、複数の建築物がある場合は、地域全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。 屋根の形状は、原則として切妻とする。 （エ）附帯施設としての駐車場は宿舍の収容力に見合った駐車スペースとし、自己敷地内に確保させる。
3 博物展示施設	当地区の自然探勝の利用を推進するための拠点施設として北海道が整備している。なお、附帯施設として、既存園地との有機的結合を図るため、広場が設置されている。地区全体の整備構想の検討に当たっては、当該施設の再整備も含め検討することとする。 施設の維持管理及び美化清掃については、東川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点として、自然観察会及び自然教室を実施し、パークボランティア等の活動拠点としても活用していく。

4 野営場	公共野営場として林野庁が管理舎を、東川町がテントサイト、ファイヤーサークル、駐車場等を整備している。 旭岳方面への登山基地として利用されていることから、利用の動向を見ながら、施設の供用期間の延長を検討する必要がある。また、野営場の一部は、冬季間に限り、クロスカントリースキーコースとして使用されているが、今後も冬季の自然観察路としての整備を検討する。
5 駐車場	旭岳方面への登山及び周辺の自然探勝のための基地となることから、北海道が駐車場を整備している。高山植物の開花や紅葉のシーズンには道道沿線に路上駐車する現状にあることから、必要な整備を行うとともに、利用集中期におけるマイカー規制の導入について検討する。 再整備等に当たっては、極力地形の改変及び支障木の伐採を最小限にするものとする。
6 排水処理施設	東川町が公共下水道を敷設しており、地区の最下流部に処理場を整備している。 施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。

(3) 糠平集団施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 園 地	
(1)湖畔園地	糠平野営場及び糠平湖汀線の隣接地において、糠平湖の展望、湖水とふれあう休息等の場として北海道及び上士幌町が整備している。また、環境省において、博物展示施設や野営場を含めた一体的な整備計画を検討している。 施設の規模は現状程度とし、現状施設の改修等に当たっては、糠平湖の展望を妨げないように留意する。
(2)中央公園	糠平宿舎事業施設及び国道273号線の隣接地において、地区の滞在者及び立ち寄り者の休憩のための小公園的な園地として、上士幌町が整備している。 改修等に当たっては、施設の規模は現状程度とし、小公園的な園地にふさわしいものを整備する。 なお、既存のパークゴルフコースは、草地状の休憩園地の機能を損なわない範囲で利用するものとし、コースの造成は行わないものとする。
2 宿 舎	東大雪地域最大の公園利用拠点であり、自然探勝、温泉保養、野外レクリエーション等様々な目的の公園利用者を対象として、民間のホテル等6軒が事業執行している。 整備に当たっては、以下のとおり取扱を定める。 ①事業執行しようとする者は、旅館業法第3条による許可(下宿営業を除く。)を受けている、又は受ける見込みがあること。 ②事業施設の収容人員が30人以上800人以下であること。 ③建築物の水平投影外周線が、公園利用道路の路肩から3.0メートル以上、敷地境界線から1.5メートル以上それぞれ離れていること。 ④宿舎として利用される建築物が30メートル以下、その他の建築物が13メートル以下の高さであること。 ⑤建築面積の敷地面積に対する割合が60パーセント以下、延床面積の敷地面積に対する割合が360パーセント以下であること。 ⑥宿舎として利用される建築物の内部には、ホール、ロビー等のパブリックスペースが十分確保されること。
3 野営場	糠平湖畔において、湖水とのふれあい及び湖畔林の自然探勝の拠点として、林野庁が整備している。 老朽化しており、現状の区域内に多様な利用者に対応した施設の整備充実を図るものとする。

4 駐車場	当該集団施設地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び上士幌町が整備している。 施設の規模については現状程度とし、案内板等の整備を図る。
5 自動車運輸施設	十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該集団施設地区への公共交通機関として1バス会社が事業を執行している。 営業所等施設の規模は現状程度とし、整備に当たっては、休憩スペース及びバスの駐車スペースを確保する。
6 給水施設	糠平集団施設地区内の各種公園利用施設及び居住者の飲料水等を確保するため、上士幌町が整備している。 施設の規模等は、利用者の動向を十分把握して決定するものとし、浄水施設、配水施設等関連施設の整備に当たっては、周囲の自然環境との調和を図るよう留意するものとする。
7 博物館	本公園の自然や歴史等に関する資料を収集、保管及び展示するための施設として、上士幌町が博物館（ひがし大雪博物館及び鉄道資料館）を整備している。 規模は現状程度とし、現状の付属園地を確保する等設置目的を損なわないよう留意する。 なお、既存のパークゴルフコースは、草地状の休憩園地の機能を損なわない範囲で利用するものとし、コースの造成は行わないものとする。
8 博物展示施設	現在、環境省によりビジターセンターの整備が計画されている。 展示内容については、東大雪地域を主体に、本公園全体の自然環境について情報提供を行うよう配慮する。

(4) 十勝三股集団施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
	当地区は、天然林を主体とした良好な自然環境を有する三股盆地に位置し、周辺山岳景観の展望は開放感を伴う特徴的なものであることから、これらの地域資源を活かし、自然の回復を目指しつつ、自然体験及び学習活動フィールドとして活用する地区として位置付けたものである。 今後は、自然回復を行う場及び自然回復の過程を学習する場として関係機関と調整を行いつつ、必要に応じて整備を検討していくこととするが、当面は自然環境の回復に努めるものとする。

ウ 単独施設

地 区	事業の種類	取 扱 方 針
愛山溪 温 泉	宿 舎	永山岳及び北鎮岳方面への登山利用及び自然探勝、湯治利用の拠点としての利用者が多く、宿泊及び休憩地として上川町が宿舎を整備している。 施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和に留意するものとする。
銀河流星 ノ滝	園 地	銀河流星ノ滝を展望する場所として、利用者も多く、林野庁、北海道及び上川町が公衆トイレ、園路、駐車場等を整備している。 当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。
大 函	園 地	柱状節理の切り立った岩壁を展望する場所として利用者も多く、北海道及び上川町が展望台、休憩所及び駐車場等を整備している。 当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて既存施設等の再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。
黒 岳	宿 舎	黒岳からお鉢巡り若しくは大雪山連峰縦走の中継基地として、北海道が簡易宿舎を整備しているが、老朽化が進んでいる。 再整備する場合の施設の規模は、現状程度又は小規模の増築程度とし、施設の改修に当たっては、自然改変を極力少なくし、周辺の自然環境との調和に留意する。
銀泉台	園 地	赤岳、旭岳、黒岳等の登山入口に位置し、第一花園、第二花園、コマクサ平等の自然探勝者も多く、これら公園利用者の休憩場所として、上川町が公衆トイレ等を整備している。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制を行っている。 施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。
	宿 舎	赤岳、旭岳、黒岳等の登山入口に位置し、第一花園、第二花園、コマクサ平等の自然探勝者も多く、これら、公園利用者の休憩及び登山利用者の施設として民間のヒュッテが整備されていたが、施設の老朽化が著しく取り壊される予定となっている。

		再整備に当たっては、山上のロッジとしての雰囲気を持たせるよう、現状程度とし、自然景観との調和に特に留意する。
白楊平	園 地	ダム湖の展望及び湖水とふれあう休憩等の場として、林野庁が園路、公衆トイレを整備している。 施設は、大幅な自然改変を避け、極力立木を残し快適な林間園地として整備するものとする。
白雲岳	避難小屋	大雪山連峰等の登山者の避難施設として、北海道が避難小屋を整備している。 施設の規模は、現状程度とし、施設の改修に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。
石北峠	園 地	北見方面からの公園入口に当たる峠であり、遠く大雪及び石狩連峰を望む展望園地として、北海道が利用者のための公衆トイレ等を整備している。 施設の規模は、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。
高原温泉	園 地	白雲岳、緑岳等の登山基地及び高原沼等を巡る自然探勝等に人気があり利用者も多く、北海道及び上川町が駐車場等を整備している。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制を行っている。 紅葉時期に利用者が集中し、駐車場が不足するため、園地の一部は平面的な草地園地とし、オーバーフロー時に駐車場としても使用できるような形式とする。また、積極的に植樹を行うよう駐車場及び園地内に緑地帯を確保する。なお、駐車場については、簡易舗装程度とし、アスファルト、コンクリート等の舗装は行わない。
	宿 舎	白雲岳、緑岳等の登山基地及び高原沼等を巡る自然探勝等に人気があり利用者も多く、民間の宿舎1軒が事業執行している。 施設の再整備に当たっては、極力既存樹林を残置するよう配置し、切妻大屋根の形態を原則とする。高さは棟ごとに13メートル以下とする。なお、極力都会的なデザインを排し、山奥の静かな環境の中での保養宿舎としての雰囲気を保つものとする。
	博物展示施設	高原温泉周辺の自然環境、特にヒグマについての学習及び山岳情報を提供するための施設（鳥獣保護区管理棟）として、環境省が整備している。 公園事業施設ではないが、博物展示施設としての機能を有していることから、今後とも適切な維持管理に努めるものとする。 また、公園利用者とヒグマとの遭遇事故を未然に防止するた

		め、適切な情報提供や知識の普及を行うものとする。
忠別岳南	避難小屋	大雪山連峰等の登山者の避難施設として、北海道が整備している。 施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和を図り整備する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。
姿見の池	園 地	姿見の池及びその周辺は、旭岳を背景とした火口湖及び高山植物のお花畑となっており、北海道が園路、展望広場等を整備している。 高山植物保護のため、上川支庁、北海道上川南部森づくりセンター、東川町等の協力により、園路にはロープを張り、周辺植生に立ち入らないよう努めるものとする。 施設の規模については、現状程度とするが、特に混雑が見られ、周囲の植生に悪影響を及ぼす場合は、この限りでない。
	避難小屋	旭岳方面への縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。 再整備された現況施設を適切に維持管理するものとする。
天人峡	園 地	羽衣の滝等の探勝歩道として、北海道が園路、公衆便所、四阿等を整備している。 現況施設の充実を図るものとする。
	宿 舎	忠別川の柱状節理の岸壁からなる渓谷景観が優れた地域に位置し温泉宿、自然探勝及び登山基地として利用されており、民間ホテル等4軒が事業執行している。 整備に当たっては、地域の特色である渓谷の保護を図るとともに風致景観を考慮し、次のとおり取り扱うものとする。 ア 建築物の規模 建築物の高さは、27メートル以下とする。 イ デザイン及び材料 外部デザインは単純な形態とし、極力自然の素材を利用する。なお、一つの事業に複数の建築物がある場合は、事業施設の調和を図るため、デザイン及び色彩を統一する。
	駐車場	天人峡地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び東川町がそれぞれ駐車場等を整備している。 附帯施設として整備されている公衆トイレは使用不能となっており、再整備の必要がある。

白金温泉	園 地	白金温泉のほぼ中央にあり、十勝岳連峰を一望できる展望園地として、北海道及び美瑛町が駐車場、公衆トイレ等を整備している。 施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。
美瑛富士	避難小屋	美瑛富士の東0.7キロメートルの地点に十勝岳連峰及び大雪山縦走登山者の避難施設として、美瑛町が設置している。 施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。 公衆トイレについては、工法及び維持管理等を含めた環境条件が整った上で検討するものとする。
十勝岳	避難小屋	十勝岳の北西2.5キロメートルの地点にあり、十勝岳連峰の縦走登山者の避難施設として、林野庁が整備していたが、老朽化等のため撤去された。利用状況を踏まえ、維持管理の方法を含めた再整備の必要性について検討する。
望岳台	園 地	十勝岳連峰を一望できる展望園地として、また、十勝岳及び美瑛岳への登山基地として、北海道が園地、駐車場、公衆トイレ等を整備している。また、利用者の便宜を図るために民間のレストハウスが整備されている。 自然探勝路の説明板等の適切な管理を行う。 民間のレストハウスの再整備については、既存規模程度の建て替えのための新築あるいは小規模な増築を原則とする。
吹上温泉	園 地	本地区は、十勝岳温泉と望岳台を結ぶ連絡道路のほぼ中間に位置していることから、十勝岳連峰への登山基地になっているほか、自然豊かな温泉保養地である。 吹上の湯として有名な露天風呂があり、上富良野町が駐車場、園路等を整備している。 施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の自然景観との調和に留意する。
	宿 舎	自然豊かな温泉保養地として上富良野町が宿泊施設を整備している。 近年は交通網の発達により自家用車等による小人数の利用者が増加しつつあるとともに、利用形態も多様化しており、利用者のニーズに対応した保養基地として、施設を整備するものとする。 自然に囲まれた環境を維持するため、次のとおり取り扱うものとする。

		ア 建築物は2階建て以下とする。 イ 建ぺい率の制限は特に設けないが、道路からの壁面後退距離を極力とることとする。
	野営場	十勝岳周辺の自然探勝及び登山基地並びに防災用ヘリコプター離着陸用広場として、上富良野町が多目的利用の野営場を整備している。 当地区の登山基地として良好な利用が行えるよう整備する。
十勝岳 温泉	園地	富良野岳及び上ホロカメットク山が一望できる休憩地であるとともに登山基地として、上富良野町が公衆トイレ、駐車場等を整備している。 園地周辺にある3軒の宿舎とこれらの施設が一体となり機能するよう指導する。 今後、良好な自然探勝ができるよう園路を充実するものとする。
	宿舎	登山基地及び安政火口への自然散策拠点として利用されており、民間のホテル3軒が事業執行している。 今後、施設の整備については、周辺の風致景観や自然環境との調和に留意しながら、次のとおり取り扱うものとする。 ①建築物は3階建て以下とする。 ②建ぺい率の制限は特に設けないが、道路からの壁面後退距離を極力とることとする。
士幌高原	園地	東ヌプカウシヌプリ山麓に位置し、十勝平野、日高連峰等が一望できる展望園地として、士幌町がセンターハウス、園路、駐車場、展望台等を整備している。 眺望対象となる周囲の雄大な風致景観と調和した空間の確保に留意するものとする。
	野営場	隣接する東ヌプカウシヌプリ、白雲山、天望山等の登山基地として、また、良好な周辺天然林等の自然探勝の拠点として、士幌町がコテージ、テントサイト及びキャビンを整備している。 周囲の風致景観との調和と、空間の確保に留意するものとする。
三国峠	園地	ニベソツ山、ウベベサンケ山及び十勝三股地区の広大な樹海の展望地点として、北海道及び上士幌町が公衆トイレ及び休憩所を整備している。 周囲の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、展望の支障とならないよう留意するものとする。

幌加温泉	宿 舎	天狗岳及びニペソツ山の登山基地として、また湯治場等の施設として、民間の温泉旅館2軒が事業執行している。 自然林に囲まれた優れた環境と、湯治場温泉旅館としての趣を維持するため、既存宿舎の増改築を原則とし、増改築に当たっては、以下の要件を満たすものとする。 ①高さは、13メートル以下であること。 ②道路からの壁面後退距離を極力とること。 ③増改築部分の構造、形態、色彩及び材料は、既存部分と同様のものであること。
糠平ダム	園 地	糠平ダムのほぼ全景、ウベベサンケ山及び石狩連峰の展望地点として、民間が展望台等を整備している。 公衆トイレの整備を図る必要がある。
糠平温泉	スキー場	「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」（平成3年6月7日付環自国第315号自然保護局長通知）によるほか、別紙3「大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領」によるものとする。
幌鹿峠	園 地	糠平集団施設地区と然別湖畔を結ぶ中間点に位置し、優れた自然林に囲まれた休憩場所として、林野庁が小規模な路側駐車帯及び峠標識を整備している。 周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については現状程度とし、施設の改修等に当たっては周辺の自然環境の保全に留意するものとする。
然別峡	園 地	良好な自然林内を散策し、自然とのふれあいを体験できる園地として、鹿追町が園路駐車場、公衆トイレ等を整備している。 良好な自然林の環境を保全するため、施設の規模は、現状程度とし、老朽化した施設の再整備を検討するものとする。
	宿 舎	良好な自然林に囲まれた静寂な温泉であり、民間が1軒事業執行している。 現在ある温泉旅館は老朽化しており、再整備を図る必要がある。 整備に当たっては、高さは現状（13メートル）程度とする。
	野営場	然別峡園地及び自然湧出している温泉に隣接しており、自然探勝の拠点として、林野庁及び鹿追町が野営場を整備している。 施設の適切な維持管理を図るものとする。
山田温泉	宿 舎	北海道の天然記念物に指定されているミヤベイワナの産卵河川であるヤンベツ川畔に位置し、良好な天然林に囲まれた静寂な雰囲気を持つ自然環境に恵まれた宿舎として、民間のホテル1軒が事業執行している。

		良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を維持するため、施設は現状の位置において、既存の高さを超えない程度での、建替えのための新築又は小規模な増築を原則とする。
然別湖北岸	野営場	然別湖北岸汀線に接する野営場として、並びに湖水とのふれあい及び良好な周辺天然林の自然探勝の拠点として、林野庁及び民間が施設を整備している。 良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とし、多様な利用者に対応した施設の整備を図る。
然別湖畔	園地	然別湖汀線に接しており、湖水とのふれあいの場として、及び、「唇山」の愛称を持つ天望山、白雲山等対岸の眺望地点として、鹿追町により小規模の広場とベンチが整備されている。 当該園地の恵まれた自然環境をより有効に活用するため、広場、園路等の再整備を図るものとする。 なお、施設の整備に当たっては、対岸景観の眺望を十分確保するよう留意するものとする。
	宿舎	然別湖畔に位置し、民間のホテル2軒が事業執行している。 対岸景観の眺望等に恵まれた自然環境の保全を図るため、施設の規模は、現状程度とし、適切な整備を図るものとする。また、施設の整備に当たっては、当地区の各地点からの湖水及び対岸景観の眺望の維持確保に留意するとともに、以下の要件を満たすものとする。 ①建築物の水平投影外周線は、公園事業道路等の路肩及び敷地境界線から極力離れていること。 ②宿舎として利用される建築物の高さは、32メートル以下、その他の建築物の高さは、13メートル以下であること。 ③建築面積の敷地面積に対する割合は、60パーセント以下であること。 ④宿舎として利用される建物の内部には、ホール及びロビー等のパブリックスペースが十分確保されていること。
	舟遊場	良好な自然環境に恵まれた周辺の景観を、ゆったりと湖水上から眺望する施設として、公園事業として執行されていないが、民間が手こぎボート、カヌー等を設置している。 良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を維持するため、栈橋は現状の2基として、ボートは、手こぎボート、カヌー等動力を使用しないものとする。 また、ボート等の設置に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、極力単純なデザイン、落ち着いた色彩のものを導入す

		るよう指導する。
	駐車場	当該地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び鹿追町が整備している。 現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。
	給水施設	公園利用施設、居住者の飲料水等を確保するため、鹿追町が整備している。 現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。
	排水施設	然別湖の水質を保全するため、鹿追町が整備している。 現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。
白雲橋	博物展示施設	当該地区の自然探勝利用を推進するための施設として整備する。現在鹿追町が所有する建物が存在しており、整備に当たっては、高さ及び規模については現状程度とし、自然環境に影響を与えないよう設計、工法等を検討する。
扇ヶ原	園 地	然別湖畔入口に位置し、十勝平野及び日高連峰を一望できる展望園地として設置されている。 現状の施設は、糠平然別線道路（車道）事業の附帯施設として、北海道が公衆トイレ、駐車場等を整備している。 施設の規模については現状程度とし、眺望対象の雄大さを損なわないよう、施設は極力道路側に設置するものとする。
ヒサゴ沼	避難小屋	大雪山縦走路のほぼ中間に位置しており、トムラウシ山の登山者及び縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。 本公園の指定湖沼の一つであるヒサゴ沼に隣接しており、周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せ適切な管理を行う。 ヒサゴ沼の水質の保全のため、附帯トイレの位置や構造、処理方式等について、今後検討を行う必要がある。
トムラウシ温泉	園 地	トムラウシ温泉宿舎に隣接して宿泊利用者の散策及びトムラウシ山登山者の休憩の場として、北海道及び新得町が園路、駐車場、公衆トイレ等を整備している。 現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。
	宿 舎	トムラウシ山登山口に位置することから、登山の拠点として、また、霧吹の滝、トムラウシ望岳台園地など周辺の良い自然の探勝の拠点として、新得町が事業執行している。 既存施設の適切な維持管理を図るものとする。
	野営場	トムラウシ温泉に近接した野営場で、トムラウシ山の登山基地として、また、霧吹の滝をはじめとする周辺散策の拠点として、林野庁が施設を整備している。 良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とす

		る。
トムラウシ望岳台	園 地	トムラウシ温泉からトムラウシ山登山口へ向かう林道沿線に位置し、トムラウシ山から五色ヶ原及びニペソツ山等が一望できる展望園地として、林野庁が四阿及び案内板を整備している。 展望の障害を避けるため、施設の規模は現状程度とする。
白雲望岳台	園 地	新得町からトムラウシ温泉に向うトムラウシ温泉線の峠付近に位置し、十勝岳連峰が一望できる展望園地として、林野庁が展望台及び案内板を整備している。 良好な自然林の環境を保全するため、施設の規模は現状程度とする。
上ホロカメツク山	避難小屋	十勝連峰の縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。 周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せて適切な管理を行うものとする。

エ 道 路

(1) 車 道

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
道路 (車道)	層雲峡ルベシベ線 (国道39号線)	旭川及び網走方面から層雲峡集団施設地区に至る主要利用道路として、北海道開発局が整備している。沿線は、石狩川両岸にそびえ立つ柱状節理が見られる等、景観に優れており利用者が多い。 当該路線は、基本的な改良工事はほぼ完了しているが、新武華トンネル改良により廃道となる路線及びその法面の現状回復が適切に行われるよう調整を図るものとする。 また、災害のおそれの大きな路線であるため、今後とも安全施設（ロックシェッド等）の設置並びに法面の整形及び安定化のための工事が予想される。これらについては、当該路線が公園利用上、車窓からの峡谷岩壁景観観賞に非常に重要な意義を有しているため、これとの整合に留意しつつ整備するものとする。特に陸万公園入口から大函までの区間の改良工事については、景観確保、工作物のデザイン及び色彩について、最大限留意するものとする。
	愛山溪線	国道39号線の安足間から愛山溪温泉への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、森林景観に優れておりマイカー利用者も多い。冬期間は閉鎖されている。 未改良区間の改良に当たっては、極力現道を利用した法線とし、大幅な地形の改変は行わないものとする。
	銀泉台線	国道273号線の湖畔橋から銀泉台への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、大雪山北方稜線の山並景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。 当該道路は、一部が舗装されているが未改良区間が多い。今後の改良に当たっては、現道の幅のままでアスファルト舗装を実施するものとし、特にこの路線が排水不良による洗掘で路面が荒廃しやすいことから、必要最小限の排水施設及び安全施設（ガードロープ）を設置することとする。また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。
	高原温泉線	国道273号線高原大橋から高原温泉への到達道路として上川町が整備している。沿線は、森林景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。

	石狩川本流等河川脇に道路が設置されているため、災害の危険性がある一方、自然度の高い路線であることから、必要最小限の防災対策を講じるものとする。なお、アスファルト等の舗装は行わず、原則として砂利舗装程度の舗装にとどめる。また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。
勇駒別線	旭川方面から勇駒別集団施設地区を結ぶ重要な道路として、北海道が整備している。 道路の改良は、ほぼ完了しているが、今後は快適な道路空間づくりをするよう働きかける。なお、道路沿線の美化清掃が適切に行われるよう調整を図る。また、道路改良に伴い生じている旧道敷地の森林への移行について適切な措置を講ずる。 冬期交通の安全性を確保するため、線形の修正を図る。
天人峡線	
国立公園界～天人峡温泉入口の区間（道道天人峡美瑛線）	本路線は、美瑛町から天人峡温泉への到達道路として、北海道が整備している。両側が柱状節理の岸壁からなる渓谷で、車窓景観にも優れていることから利用者が多い。反面、多雪地帯であることから雪崩や落石事故発生の危険性があるが、路線のトンネル化及びロックシェッドやスノーシェッド等付帯施設の整備は、ほぼ完了しており、今後は適切な維持管理を図るものとする。
天人峡入口～天人閣の区間（町道天人峡道路）	本路線は、道道天人峡美瑛線終点から羽衣の滝線歩道入口までを東川町が整備している。 改良工事に当たっては、極力現道を利用し、自然環境への影響に留意するものとする。
美瑛望岳台線	本線は、十勝岳の利用拠点である白金温泉と望岳台を結ぶ重要な利用道路である。白金温泉から望岳台分岐までの区間を北海道が、望岳台分岐から望岳台までを美瑛町が整備している。 現状施設の適切な維持管理を図るものとする。 美瑛町道の再整備に当たっては、望岳台周辺整備と併せて道路法線を検討するものとする。
十勝岳山麓線	本線は、望岳台と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。現在、吹上温泉から望岳台までの区間は、冬期間に閉鎖されている。 現状施設の適切な維持管理を図るものとし、今後の整備に当たっては、周囲の泥流跡地景観への影響を極力排除するよう留意するものとする。

十勝岳温泉線	本路線は、富良野方面と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。路線の途中から吹上温泉、望岳台、白金温泉への分岐点となっていることから、利用者が多い。沿線は森林景観に優れている。 当該道路は、急勾配及び急カーブの連続であることから、その一部について線形改良等を行っている。今後改良を要する区間は、極力現道を利用し、土工事の少ない工法とし、自然環境に留意するものとする。
士幌然別線	本線は、士幌高原単独施設と然別湖畔を結ぶ利用車道であり、北海道がトンネル区間の整備に向けて事前調査を行っていたが、平成11年3月に未開削区間の工事の取りやめを表明した。 今後、利用施設計画からの削除について検討を行うものとする。
大雪ダム糠平上士幌線	
国道273号線の区間	本路線は、本公園の最大の拠点である層雲峡集団施設地区と大雪地区の最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な車道として、北海道開発局が整備している。 当該道路は、糠平地区を除き基本的な改良工事をほぼ完了しているが、改良により廃道となった路線及びその法面の現状回復が適切に行われるよう調整を図るものとする。なお、今後の法面改良については、早期緑化と森林造成についても配慮するものとする。 また、エゾシカとの衝突事故等が多発する区間であり、事故防止に留意するものとする。
町道糠平線の区間	本路線は、糠平集団施設地区から鉄道資料館、糠平ダム園地への連絡路線として、糠平湖畔沿いの国道273号線の旧道を上士幌町が整備している。 道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。
町道幌加線の区間	国道273号線から幌加温泉への連絡路線として、上士幌町が整備している。 道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。

糠平然別線	本線は、然別湖畔と東大雪地区最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な利用車道で北海道が整備している。 当該道路は、部分的に改良を終えているが、今後改良を要する区間には、然別湖及び駒止湖沿線等の風致景観上極めて重要な地区が含まれており、自然環境への影響の排除に最大限留意するものとする。
然別峡線	本線は、然別湖畔と然別峡を結ぶ利用車道で、北海道が整備している。 当該道路は、一部改良を終えているが、未だ改良を要する区間である。 整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。
トムラウシ温泉線	本線は、新得町方面からトムラウシ温泉地区へ到達する利用車道で、北海道及び新得町が整備している。 北海道が整備した公園入口から二股地区までについては、維持管理に当たり、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。 新得町整備区間及び北海道整備区間の一部については、未舗装で今後改良を要する。 改良を要する区間の整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。

(2) 自転車道

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
道路 (自転車道)	層雲峡峡谷 線	小函、大函を結ぶ路線として、旧国道から町道に移管され、自転車、歩行者専用道路として上川町が整備している。近年落石が多く、ほぼ全区間閉鎖されている。 落石等による災害防止のため、閉鎖措置と併せて必要最小限の安全策を講じるが、峡谷の核心部であるため、その設置は特に慎重に行うものとする。
	糠平湖畔線	本路線は、糠平集団施設地区と糠平ダム園地を結ぶ糠平ダム湖畔探勝自転車道（歩道と共用）として糠平湖畔沿いの国道273号線の旧道を上士幌町が整備している。 道路の規模は現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。

(3) 歩 道

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
道 路 (歩道)	原始ヶ原線	富良野市三の沢歩道分岐からニングルの森を経由し五反沼までの湿原探勝路は、林間コース(天使の泉、広原の滝を経由する。)と滝コース(不動の滝、昇竜の滝を経由する。)の2コースがある。湿原探勝路は、湿原の高山植物が踏圧により荒廃していることから、植生保護のため、歩行区域を設定する等必要な措置を講ずる必要がある。 整備に当たっては、沿線の自然環境の保全について留意する。
	層雲峡ニセイカウシュッペ山線	層雲峡集団施設地区からニセイカウシュッペ山頂を経由し清川を結ぶ登山道として整備する。当該沿線から大雪山連峰が一望できる登山道として利用者が多い。パノラマ台からニセイカウシュッペ山までは、歩道が荒廃したり、通行不能となっているため整備方法等について検討する。 荒廃区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
	層雲峡勇駒別線	層雲峡集団施設地区を起点として黒岳及び北海岳を経由するコースと中岳を経由するコースがあり、旭岳、姿見の池、天女ヶ原及び勇駒別集団施設地区に連絡する幹線登山道として、北海道が案内板、指導標、誘導柵等を整備している。建替え及び改良が行われているが、老朽化及び荒廃が進んでいる。 一部には、植生保護のため、木道等を新設しているが、登山利用者が年々増加していることから、踏み荒らしによる植生破壊が進んでいるため緊急に対策を講ずる必要がある。
	雲井ヶ原線	愛山溪温泉から雲井ヶ原への探勝歩道として整備する。 湿原部分には、木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。
	愛山溪北鎮岳線	愛山溪温泉から永山岳及び比布岳を経由し、北鎮岳歩道合流点への登山道として北海道が整備している。 整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、案内板及び指導標の設置を検討する。 また、安全性の確保のため、必要に応じて一部の区間を閉鎖する等の措置を講じる。
	松仙園線	愛山溪温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道合流点への湿原探勝及び登山道として整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い湿原植物の保護を図る。

沼ノ平姿見の池線	沼ノ平歩道分岐点から当麻乗越及び裾合平を経由し、姿見の池を結ぶ探勝歩道として北海道及び環境省で整備している。裾合平から姿見の池までの歩道沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから植物探勝に好適なコースであり、利用者が多い。 整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、木道工等を検討するほか、案内板、指導標等を十分に設置する必要がある。
当麻岳線	比布岳歩道分岐点から当麻岳を経由し、当麻乗越歩道合流点への登山道として既設歩道を整備する。 整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、階段工を検討するほか、案内板、指導標の設置を検討する必要がある。
中岳裾合平線	中岳南歩道分岐点から中岳温泉を経由し、裾合平歩道分岐点までを結ぶ歩道として北海道が整備している。当該歩道の沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから、植物探勝に良好なコースであり、利用者が多い。 整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、木道工等を検討するほか、案内板、指導標等を十分に設置する。
大雪山縦走線	北海岳歩道分岐点から高根ヶ原、忠別岳、化雲岳、トムラウシ山、オプタテシケ山、美瑛岳、十勝岳、富良野岳を経由し、原始ヶ原へ至る縦走幹線登山道として、北海道が整備している。当該登山道は、大雪連峰及び十勝岳連峰を中心とした稜線にあることから、利用者が多い。 整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、階段工、木道工等を検討するほか、案内板、指導標等を十分に設置する。
銀泉台白雲岳線	銀泉台からコマクサ平及び赤岳を経由し、白雲岳への登山道として既設歩道を整備する。当該歩道沿線は、高山植物が多く植物探勝を目的とした利用者も多い。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、登山者及び自然探勝者のため、案内板及び指導標を設置する。
高原温泉小泉岳線	高原温泉から緑岳を経由し、小泉岳への登山道として林野庁が整備している。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。

高原温泉高根ヶ原線	高原温泉から高原沼周回及び高根ヶ原への探勝歩道並びに登山道として北海道が整備している。紅葉の時期には、自然探勝を目的とした利用者も多い。沼周辺はヒグマの生息域でもあり、利用者の安全指導が必要である。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。
三国沢ユニ石狩岳線	三国沢からユニ石狩岳への登山道として既設歩道を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
ヤンベタップ五色岳線	ヤンベタップ川合流点から沼ノ原を経由し、五色ヶ原への登山道として、北海道が整備している。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。
勇駒別周回線	勇駒別集団施設地区を起点として周辺の自然探勝を行うための探勝路として東川町が整備している。夏期は自然観察探勝路、冬期はクロスカントリーコースとして整備検討するとともに既存探勝歩道についても維持管理が適正に行われるよう関係機関と調整を図る。 整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意する。
天人峡勇駒別線	天人峡温泉から勇駒別集団施設地区へ探勝するための歩道であるが、現在、危険箇所があるため一部通行止めを行っている。 整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意し、原則として、立木の伐採は行わないものとする。また、指導標、解説板等の整備について関係機関と調整を図る。
羽衣敷島の滝線	天人峡温泉から羽衣の滝までは北海道が整備している。その先の敷島の滝までは既設の歩道が整備されている。 整備に当たっては、利用者層に比較的高齢者が多いことから、安全な通行確保のため、天人峡温泉から羽衣の滝までは、歩道幅員2.5メートル以内、羽衣の滝から敷島の滝までは、1.5メートル以内とする。また、指導標、解説板等の整備について関係機関と調整を図る。
天人峡化雲岳線	天人峡温泉から小化雲岳を経由し、化雲岳への登山道として、林野庁が整備している。 整備に当たっては、登山利用者の危険防止及び高山植物保護のため、木道の設置等を検討するほか、案内板や指導標の整備を行う。

美瑛富士線	白金温泉から涸沢林道を経由し、美瑛富士への登山道として既設歩道を整備する。 現道の維持管理を適切に行うほか、案内板や指導標等の整備について関係機関と調整を図る。
白金温泉十勝岳線	望岳台から十勝岳避難小屋を経由し、十勝岳への登山道路として、北海道が整備している。 整備に当たっては、登山利用者の事故防止のため、ロープ張り、案内板、指導標等の整備について関係機関と調整を図る。
望岳台十勝岳温泉線	望岳台歩道分岐から吹上温泉を経由し、十勝岳温泉への探勝歩道として既設歩道を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意する。また、案内板、指導標等の整備について関係機関と調整を図る。
美瑛岳線	望岳台歩道分岐から雲ノ平を経由し、美瑛岳への登山歩道として既設歩道を整備する。 整備に当たっては、現道の維持管理を適切に行うほか、特にポンピ沢の付近は、急斜面の箇所があり、ロープの設置等をし、歩行者の安全対策に留意する必要がある。また、案内板、指導標等の整備について関係機関と調整を図る。
三段山線	吹上温泉歩道分岐から三段山を経由し、十勝岳温泉への探勝歩道として整備する。現道の一部は危険な箇所があることから、整備に当たっては、高山植物群落の保護に十分留意した整備を行うものとし、案内板、指導標等の整備について関係機関と調整を図る。
富良野岳上ホロカメットク山線	十勝岳温泉から上ホロカメットク山及び富良野岳への登山歩道として、北海道が整備している。 整備に当たっては、安政火口までは自然探勝路としてある程度の幅員を確保し、それ以奥は登山道として最小限の幅員とする。また、安全確保のための標識等の整備を図る。
十勝三股ニペソツ山線	十勝三股及び幌加温泉からニペソツ山への登山道として、既設の歩道を整備する。 近年登山者の増加が著しいことから、登山道浸食が深刻化している。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けるとともに、登山道侵食防止のため排水工等を整備する。

石狩連峰縦走線	十勝三股から石狩岳、音更岳、ユニ石狩岳への登山道として、また、これらの山を経由して沼ノ原、五色岳への縦走路として、既設の歩道（一部踏分け道）を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
糠平ウペペサンケ山線	糠平集団施設地区からウペペサンケ山の登山道として、既設の歩道を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
糠平天宝山線	糠平集団施設地区から天宝山への登山道として、既設の歩道を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
然別峡ウペペサンケ山線	然別峡からウペペサンケ山への登山道として既設の歩道を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
南ペウトル山線	然別湖畔単独施設地区から、南ペウトル山への登山道として、既設の歩道を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
天望山周回線	トウマベツ川河口から天望山及び白雲山を経由して、トウマベツ川河口及び土幌高原に至る登山道として、林野庁が整備をしている。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
駒止湖東ヌプカウシヌプリ線	駒止湖北側道々分岐点から白樺峠を経由して東ヌプカウシヌプリへの登山道として、既設の歩道を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
西ヌプカウシヌプリ線	扇ヶ原展望台から西ヌプカウシヌプリへの登山道として、既設の歩道を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
トムラウシ山線	トムラウシ温泉からトムラウシ山への登山道として、既設の歩道を整備する。利用者が増加している反面で事故も増加しており、一部ルート付け替えを行っている。なお、登山口よりコマドリ沢までの区間は泥濘化、トムラウシ公園、南沼野営指定地付近などでは、複線化が深刻な状況となっている。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けるとともに、排水溝や植生への踏み込み防止措置を行う。
トムラウシ温泉周回線	トムラウシ温泉から霧吹の滝を経由して、トムラウシ温泉に戻る自然探勝路として、歩道等を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。

曙橋十勝岳線	新得町屈足曙橋からトノカリ林道を経由して十勝岳への登山道として、既設の歩道を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
曙橋沼ノ原線	新得町曙橋からヌプントムラウシ林道を経由して、沼ノ原への登山道として、既設の歩道部分を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。
北海道自然歩道線	北海道自然歩道のうち、清水谷から糠平温泉、糠平湖を経て、十勝三股に至る探勝歩道であり、北海道が一部区間を整備している。 長距離自然歩道としての統一性を保ちつつ、糠平集団施設地区及び十勝三股集団施設地区との連携を重視した整備を図る。 整備に当たっては、既存の歩道を最大限活用し、沿線の自然の改変を極力避ける。

オ 運輸施設

事業の種類	地 域	取 扱 方 針
索道運送 施設	層雲峡 (ロープ ウェイ)	層雲峡集団施設地区から黒岳、御鉢平、大雪山連峰縦走への登山利用及び黒岳5合目周辺からの山岳景観観賞利用のため、ロープウェイ及び駅舎を民間業者が整備している。5合目には園地を併設している。 保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるものの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。 また、鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。
	黒岳 (リフト)	上記ロープウェイ5合目駅舎から300メートル程の場所から黒岳7合目まで延びている。登山利用及び7合目周辺からの山岳景観観賞のため、ロープウェイと同じ民間業者が整備している。 リフトは夏冬併用とし、冬期間は周囲の林内又は無立木地においてスキー利用がなされている。コース整備のための土地造成や伐採は実施しない。 また、スキー利用はリフト降り場地点で積雪1メートル以上の時点で開始するものとする。 コースとして利用されている箇所の圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、周囲の樹木を損傷しないよう留意するものとする。
	旭岳 (ロープ ウェイ)	旭岳の西側の山腹に位置し、勇駒別集団施設地区から旭平までの区間を民間業者が整備している。大雪山連峰への主要登山施設であり、姿見の池周辺の自然探勝利用者も多い。 保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるものの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。 鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。また、支柱及び搬器には広告物等の設置を認めないものとする。 建築物は、山麓駅舎及び姿見駅舎以外には認めないものとする。 従来からスキー利用がなされてきた経緯があり、現在利用されている4コースに限ってスキー利用をさせるものとし、Bコース及びCコースについては、高山植物及び湿原植物の保護のため、Bコースにあっては、通称Sカーブ地点で1.0メートル以上、かつ旧天女ヶ原駅脇で1.4メートル以上の積雪量、Cコースにあっては、天女ヶ原湿原で1.0メートル以上の積雪量をもって利用させるものとする。なお、コース整備については、圧雪車の使用を

		認めるものとするが、圧雪車の使用により、コース外の樹木を損傷することのないよう十分に留意する。
自動車運 送施設	然別湖畔	十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該地区への公共交通機関として、バス会社が路線を設置している。 施設の規模は現状程度にとどめ、適切な維持管理を図るものとする。
船舶運輸 施設	然別湖周遊 線	然別湖畔温泉を基地として、然別湖上から周辺の自然探勝をすることを目的に然別湖を周回する航路で民間の船舶2隻が運行している。 船舶運送に必要な施設である栈橋、休憩所、乗船券売場の規模は、湖畔の眺望を阻害しないため現状程度とする。 また、遊覧船等の更新に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、極力単純なデザイン及び落ち着いた色彩のものを導入するものとする。 遊覧船からの排水については、然別湖の水質を保全するため、適切に処理するものとする。